

● 1. あっ、それ捨てないで！ 労働契約書、給与明細書

あなたは、会社から「労働契約書」をもらいましたか？

労働契約書は、給料がいくらで、何時間働き、何の仕事をするのかなど、あなたと会社との契約内容を書いた大事な書類です。会社とトラブルになったときは必ず必要になります。大切に保管しましょう。"



会社が渡してくれない場合、写真を撮るなど、内容を把握する努力をしましょう。

また、給与明細書も大切な資料です。

働いた時間、残業時間、お給料の額、アパート代や保険料など、

お給料から差し引くものの額がかかっている小さい紙です。

給料明細書も捨てないで、大事に保管しましょう。大事な情報がたくさん書かれています。



給料や残業代が正しく払われているかチェック出来ます。

給料がもらえなくなったとき、クビになって補償を求めるとき、

仕事のケガで労災保険を使うとき、給料明細書は大事な証拠になります。

ですから、絶対に捨てないでください！

● 2. いざという時、あなたは会社のことを説明できますか？自分の会社の情報を持とう



職場でケガしたとき、職場から逃げなければならなくなったとき、お給料を払ってもらえないなどのトラブルが起きたとき、あなたは助けを求めて誰かに相談に行きます。そこで必ず聞かれます。

会社の名前は？住所は？電話番号は？社長の名前は？

それらは、問題解決のために最低限必要な情報です。

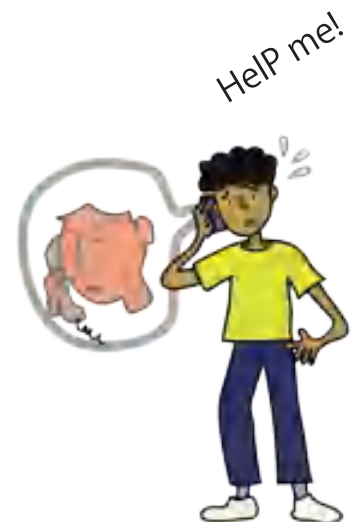
会社の名前、会社の住所、電話番号、社長や上司の名前を把握しておきましょう。

日本語が読めない人は、会社の名前や住所が書いてある看板、

社長さんの家の情報や車のナンバープレートの写真を撮っておきましょう。

それらの情報から、会社の責任者を見つけることができる場合もあります。

会社の情報を集めて、自分の身を守る努力をしましょう。



● 3. 給与を正しくもらうため、働いた時間の記録をとろう！

時給でお給料をもらっている人は、何時間働いたかで、もらえるお給料が決まります。

あなたのお給料、正しく時間が計算されていますか？

間違っていたり、ごまかされていることも少なくありません。

自分の働いた時間を、自分でしっかり計算しましょう。

朝、職場に行った時間、仕事の終わった時間を、自分で把握しましょう。

タイムカードがある会社でも、その記録が正しくないことがあります。

トラブルにならないよう、写真を撮っておくと役に立つかもしれません。

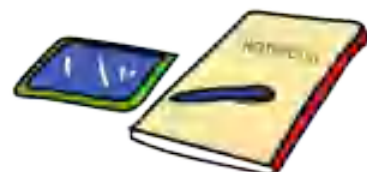
タイムカードの記録が間違っていることもあります。

そんなとき、自分の毎日の記録が役に立ちます。

会社に入った時間、帰るときの時間、休日出勤した時間をノートに記録しておきましょう。

スマホのメモ、写真、アプリなど、自分の労働時間を記録する努力をしましょう。

残業代や深夜、休日の割り増し分をもらっていない場合、あとで請求することもできます。しっかり記録をとりましょう。



●4. 仕事中にケガをした、でも病院に行くお金が無い、どうしよう？

日本では、仕事中のけがは、治療費や仕事ができない間の賃金が補償される労災保険制度があります。けれど、仕事中にケガについて、「そんなことはなかった」と言う会社があります。



仕事中にケガをしたら、まず、周りの人に、そのことを知ってもらうようにしましょう。

「痛い!」と声にだすことも大切です。

そして現場の責任者に報告しましょう。

会社の人に「病院に連れて行ってください」と頼みましょう。

もし会社が病院に連れて行ってくれないなら、

自分ですぐに病院に行き、お医者さんに「仕事中のケガ」であることを伝えましょう。

労災保険の補償を受けるために医師の証明はとても大切です。

ケガをした時間、どのような状況で起きたのか、事故を見ている人がいるのかなど、忘れないうちに記録しましょう。

ケガをした場所や機械など写真も役に立ちます。

ケガだけではなく、仕事で病気になったときにも、補償される場合があります。

体に異変を感じたら早めに病院にかかりましょう。

また、通勤途中でケガをした場合も、条件がそろえば補償が受けられます。

ケガをしたらすぐ病院に行き、会社に連絡しましょう。



●5. 仕事以外のケガや病気で、仕事が出来なくなりました。 どうやって生活すればいいのでしょうか？

仕事以外のケガや病気でしばらく働けなくなり給料がもらえなくても、あきらめないでください。



あなたが健康保険(国民健康保険を除く)に加入しているなら、仕事を休んでいる間について

「傷病手当金」を受けることができます。

医師が「その人の本来の仕事をすることは無理」と診断し、

連続4日以上休まなければならない場合に、給与の約6割をうけることのできる制度です。

病気になった時、「生活費や治療費が払えないから帰国するしかない」と会社から説得されることもあります。

気を付けてください。あきらめないでください。

「傷病手当金制度」のことを思い出してください。

「傷病手当金」のほかに、結核やHIVなど、医療費のかかなりの部分を公費で負担してくれるものもあります。

簡単にあきらめないで、専門機関に相談するなど、日本で仕事を続ける可能性を探しましょう。

●6. ある日突然「クビ!」と言われたら。

会社で「クビ!」「明日から来なくていい!」と言われたらどうしますか？

頭の中が真っ白になって何も考えられなくなるでしょう。落ち着いてください。最初の対応が大切です!

「社長に言われたから仕方がない。」と考え、「わかりました」と言わないでください。

言われるままに書類にサインしてしないでください。そうすると、本当に辞めなければならなくなります。

あきらめないでください!日本の法律では労働者を簡単に解雇することはできません。



会社が一方的にクビにするには、それなりの条件が必要です。

自分に足りない点があったり、間違ったところがあったとしても、

それが「解雇」になるかどうかはわかりません。

「しかたない」とあきらめないでください。

まずは「生活があるから困ります。働き続けたいです。」と会社に伝え、

労働契約を続けたいという意思表示をすることが大事です。

どうしても「解雇」ということであれば、解雇の理由を紙に書いてもらいましょう。

またスマホなどで会社との話し合いの内容を録音しましょう。



そして早めに労働組合やNGO、弁護士、労働基準監督署などに相談しましょう。

解雇を止めることができるかもしれません。技能実習生の「祖国へ帰れ!」も同じです。

会社を辞めるにしても、金銭保証を求めることができる場合もあります。